

自己点検事項

◇ 検体検査管理加算(I)(D026 注4)

(1) 次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で常時実施できる体制にある。

(適 ・ 否)

ア 血液学的検査のうち末梢血液一般検査

イ 生化学的検査のうち

総ビリルビン、総蛋白、尿素窒素、クレアチニン、グルコース、アミラーゼ、

クレアチニナーゼ(CK)、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム

アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)

血液ガス分析

ウ 免疫学的検査のうち

ABO血液型、Rh(D)血液型、Coombs試験(直接・間接)

エ 微生物学的検査のうち

排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(その他のものに限る)

(2) 定期的に臨床検査の精度管理を行っている。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等
・臨床検査の精度管理を行っていることが確認できる書類

(3) 外部の精度管理事業に参加している。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等
・外部の精度管理事業に参加していることが確認できる書類

(4) 臨床検査の適正化に関する委員会が設置されている。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等
・臨床検査の適正化に関する委員会の議事録

医療機関コード

保険医療機関名